

営業業務マニュアル（2011年9月版）正誤表

平成24年3月12日

頁	訂正箇所	誤	正
4	下から2行目	水道事業者は <u>給水</u> しようとする区域～	水道事業者は <u>給水停止</u> しようとする区域～
17	7行目～10行目 地方自治法第244条に記載の一～四号	地方自治法第244条（公の施設）第1項 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。 <u>一 使用料</u> <u>二 手数料</u> <u>三 賃貸料</u> <u>四 貸付金の元利償還金</u>	※左記の一～四号を削除し、18行目からの「地方自治法施行令第158条（歳入の徴収又は収納の委託）第1項」の下に下記の一～五号を記載 地方自治法施行令第158条（歳入の徴収又は収納の委託）第1項次の各号に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。 <u>一 使用料</u> <u>二 手数料</u> <u>三 賃貸料</u> <u>四 物品売払代金</u> <u>五 貸付金の元利償還金</u>
93	支払督促申立 必要書類	6 送達確認ハガキ <u>(※)</u>	6 送達確認ハガキ
108	18行目	① <u>債権者</u> が消滅時効を主張し～	① <u>債務者</u> が消滅時効を主張し～